

1 ② 最大判昭 38.5.22 は、「学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。」と判示しており、一般国民を学問の自由の保障対象としている。

2 ① 警職法 4 条 1 項の「危険な事態」は、天災等の具体的な危険が生じていることが必要とされ、抽象的な危険では足りないと解されている。

3 ④ 最決昭 55.10.30 参照。自動車は財産的価値が高いことに加えて、短時間でも移動距離が長いことから、無断使用行為自体が権利者を排除する意思の存在を前提としていると考えられている。したがって、枝文のような事情があったのであれば、不法領得の意思は認められる。

4 ③ 私人も現行犯人を逮捕できるが、令状によらない捜索・差押えは「検察官、検察事務官又は司法警察職員」にのみ認められている。

5 ⑤ 警察官等けん銃使用及び取扱い規範 10 条は、「警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。」と規定している。

6 ① 「古物」とは、一度使用された物品、新品でも使用のために取引された物品、又はこれらのものに幾分の手入れをした物品をいう（古物営業法 2 条 1 項）。なお、古物は、古物営業法施行規則により、13 品目に分類される。

7 ④ 刑法等の罪については 30 万円、その他の罪（条例違反等を含む。）については 2 万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪が対象であるところ、強要罪の法定刑は、「3 年以下の懲役」であり、軽微犯罪に当たらない。

8 ② 逃走車両に対しては、不用意に車道に出て当該車両の前に立ち塞がるなど、身を挺しての停止行為は絶対に行ってはならない。

9 ③ 終戦記念日は 8 月 15 日であり、昭和 20 年の同日、太平洋戦争が終結した。8 月 6 日は広島に原爆が投下された日であり、被爆記念日とされている（なお、長崎に原爆が投下されたのは 8 月 9 日である。）。

10 ⑤ スマートフォンのフリーマーケット（フリマ）アプリの「mercari（メルカリ）」は、日本のみでなく、アメリカ、イギリスでもサービスを開始し、世界的に利用者を拡大している。なお、近時における盗品を始めとした不正出品の増加を受けて、本人確認・売上金に関する規約の変更等が行われた。